

平成30年第5回農業委員会総会議事録

開催年月日		平成30年5月24日（木）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前10時19分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要
	1	吉 澤 眞 吉		出席	1	齋 藤 美 佐 夫		出席
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と		出席
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫		出席
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫		出席
	6	小 島 俊 雄		欠席	6	渡 邊 明 子		出席
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝		出席
	8	江 原 勝		出席	8	安 野 和 好		出席
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一		出席
	10	岩 上 賢		出席				
	11	荒 井 肇		出席				
	12	白 石 富 子		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		22名
14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		1名	
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者				
事務局		事務局長	嶋崎 徹		主幹	手島 淳		
		主査	齋藤 鏡子		主事	千葉 駿介		
説明員		主幹	手島 淳		主査	齋藤 鏡子		
		主事	千葉 駿介					
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の見解について
- (2) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の見解について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、平成30年第5回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員13名、推進委員9名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第5回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に江原委員、井上委員を指名いたします。
<u>議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第1 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は6件でございます。 総会資料の 2 ページ目から3 ページ目を御覧願います。 番号1につきましては譲受人が、譲渡人の土地に賃貸借権を設定し、資材置場として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、建築業を営んでおり、J R 東日本からの発注の工事において、東北新幹線の東北自動車道橋りょうの耐震補強工事を行うにあたり、工事に必要な作業車や資材置き場として、工事現場の近隣である当該地を使用したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
事務局	番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、年老

事務局	いた義母の世話をして同居できる住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。
事務局	番号３につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、介護のため、両親と同居できる住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。
事務局	番号４につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の誕生に伴って、現在の住まいが手狭となるため、両親の住むところの近くに住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。
事務局	番号５につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の自己用住宅にて生活しておりますが、同居している母親が高齢となったことや息子夫婦に子供が誕生することから、息子夫婦と隣接した住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。
事務局	番号６につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の官舎にて生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。
議長	説明が終了しました。これから番号１から６の現地確認の報告を各委員にお願いいたします。
関山委員	転用の内容については事務局の説明のとおりです。現地確認図１ページをご覧ください。場所については東北自動車道の側道の北側で、姫宮川との間にあるところです。ゴルフ練習場から１２００mほどの位置にあります。周辺及び申請地については農地として管理されています。農地法の違反や事前の着工等はされて

関山委員	いません。農地を転用することにより周辺の住宅や農地への悪影響はありません。 転用の理由や周辺の状況から判断してやむを得ないと判断しました。皆様の慎重な審議をお願いいたします。
岩上委員	5月18日に現地確認を行いました。番号2、3、4はひとまとまりの農地ですので、一括して報告いたします。参考図は2ページです。 場所は市立南小学校から東へ100m、間に天使幼稚園があります。申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。周辺は既に宅地等として利用されており今後も市街化として発展する可能性の高いところです。転用の理由等は事務局説明のとおりです。申請地は農地として利用されており違反等はありません。 したがって、この案件についての転用はやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いいたします。
小野田委員	番号5、6について説明します。5月17日に現地を確認しました。 案内図の3ページ目をご覧ください。申請地は南小学校、天使幼稚園の南側に位置しておりまして、上下水道の整備された道路上の隣接地にありまして、貸農園が多く各種野菜が栽培されており市街化が進んでいる住宅地にありまして、申請地は畑として利用されています。10ha以上の集団農地としては認められない区域にあり、近隣の下野谷地区、あるいは下沼地区等でも4件ほど転用されており近年市街化の進んだ環境にある土地です。転用については付近の状況からやむを得ないと判断しました。 詳細については事務局説明のとおりです。委員の皆様の審議をよろしく願いいたします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第10号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第2 議案第11号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する意見について</u>	

議長	日程第 3 議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は 1 件でございます。 総会資料の 4 ページから 5 ページ目を御覧願います。 本案件につきましては、当初計画において申請地の周囲を防災シートで防除するものとなっていました。が、申請地に予想より強い風が吹いていることから、周囲への影響を考え、防災シートを耐久性のある鋼板に変更したいと考えたため、及び現場で使用していた資材を撤収したところ、予定していた棚のみでは収容しきれなくなってしまったので新たな棚を追加したいと考えたため、計画変更申請がなされたものです。
議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
事務局	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、計画変更承認相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 1 1 号については原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第 1 0 号から第 1 1 号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は 2 件でございます。 総会資料の 7 ページから 8 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、住宅敷のための転用です。 番号 2 につきましては、共同住宅敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。

議長	御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について でございますが、今回報告は 1 件でございます。 総会資料の 9 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、平成 30 年 5 月 9 日に届出のあったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑なしという声あり]
<u>協議報告事項 3 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 3 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	農業委員会総会日程表の修正について、平成 31 年 1 月の総会は 1 / 24 となっていたましたが 1 / 25 ということにさせていただきます。
事務局	農地利用最適化推進 1・1・1 運動の報告について、お配りした「農地利用最適化推進 1. 1. 1 運動推進要領」を御確認ください。年度末に提出をお願いします。
事務局	農政対策委員会の報告について、大山委員からお願いします。
大山委員	5 月 17 日に開催された農政対策委員会において、 平成 31 年度県農地利用の最適化に関する意見（案）の作成について、平成 31 年度農林関係税制改正に関する要望（案）の作成について、平成 31 年度白岡市農業政策に関する意見（案）の作成についての話し合いを行いました。 農政対策委員会で、例年、国・県への意見をまとめているが、今回は、市に対しての意見もまとめました。短い時間であったが活発な話し合いが行われた。農政対策委員会でまとめた意見は配付した資料のとおりです。国・県、市に要望をして参ります。
事務局	ありがとうございました。

事務局	農業委員会活動記録の提出についてですが、提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
事務局	来月の農地改良等現地パトロールについてですが、５月２７日～６月３０日までの４週間分の担当です。それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
事務局	来月総会についてですが、６月２４日（火）午前９時からとなります。 議事録署名委員の大山委員、吉澤委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
事務局	今月の発表について、担当の委員からお願いします。
井上委員	私の担当している白岡中学校周辺の地域では開発計画の話が進んでおりますので、そのことについてお話をさせていただきます。 該当の区域は、南は日産化学俵のあたりから、北は篠津小・中学校の付近まで、東はJR宇都宮線の線路から西は黒沼用水まで約３８haですが、現在は優良農地として水田が広がっています。関係権利者は約２７０名で、これから都市的開発を進めるということで話し合いが進められているところです。 区域は白岡駅から近く、高速道路ICからも便利なところで、総合振興計画にも戦略的土地利用検討区域として位置付けられています。 現在は土地利用協議会が立ち上がり意見の交換等がなされていますが、今考えられているのは、大型商業施設や、教育施設の誘致や工業系の施設のようなものです。 このまま計画がすんなりいくかはわかりませんが、これを成功させようということで進めているところです。
安野推進委員	柴山沼についてお話させていただきます。 昔は沼の周りはほとんど田んぼでしたが、稲刈りのあとなどには沼に行き魚釣りなどをしていました。その後土地改良ということで柴山沼の周辺や下大崎の皿沼の埋め立てが行われ、水路関係の整備も大きく進み今のかたちになりました。 沼の周辺は道路や駐車場が整備され、最近では季節ごとにイベントが開かれるようになり観光地らしくなり、昔と比べ随分と変わった様子となりました。いつも私は、その柴山沼を眺めながら、米作りに励んでおります。
議長	ありがとうございました。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見御質疑等ございませんか。
岩上委員	去年は各委員が遊休農地の現地調査を行いました。今年も同じく実施するのでしょうか。
事務局	遊休農地の調査は毎年行います。また航空写真を配付しますので、基本的には写真を見て調べていただき、気になる場所を確認していただきますようお願いいたします。

井上委員	去年の調査では自分の担当区域から少し外れた住宅地のところを周りまして大変でした。
事務局	去年の調査は推進委員の任命前だったため、広いエリアを農業委員 14 名に振り分けないといけなかったため事務局としても心苦しいところがありました。今回は推進委員もいらっしゃることを踏まえて振り分けますが、それでも市内全域を調査する以上少し担当区域から外れたところをお願いすることが出てくるかもしれません。 なお、調査については先ほども申し上げたとおり基本的には航空写真で確認していただき、わからないようなところの現地確認を行っていただくようになりますので、御協力をお願いします。
山岸推進委員	この調査について、毎年行っているとのことですが、何故このような調査を行うのでしょうか。また、今までの調査の結果はどのように利用しているのでしょうか。
事務局	この調査については農地法 32 条で規定されている利用状況調査に関するものでして、遊休農地の地権者に土地利用の意向をお伺いするものです。その遊休地の地権者に毎年調査票を送付する準備として、夏の時期に遊休地を確認することが義務付けられています。 地権者の土地の意向を確認し、調査票で提出していただきまして、貸したいという情報について中間管理機構等に提供することとなっています。 その結果、遊休地が解消することもあります。新たに発生する遊休地もありますので、市全体でいうと減少したとは言えません。遊休地を解消するために機構への情報提供や、遊休地を見て指導を進めるための材料として利用しています。
議長	他に質問等ありますか。 [質疑等なしという声あり]
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前 10 時 19 分】